

## 鹿沼市路網整備支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。）第38条の規定に基づき、鹿沼市路網整備支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第2条 補助金は、林道の修繕を行う事業又は、作業道の開設・改良・修繕（以下、「林道の修繕等」という。）に必要な費用の一部を補助することにより、森林の保全や山林の維持管理の向上に寄与することを目的とする。

2 補助金は、着手前申請型補助金等として交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は、森林所有者から委託を受けた者であること。
- (2) 本市の区域内に住所を有し、又は事業所、営業所等を有する者であること。
- (3) 市税に滞納がないこと。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、経年、気象災害等により損傷した市内の林道の修繕等とする。

2 交付対象は、国、県及び他の市町村から補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象費用及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、林道の修繕等の工事の延長1メートルにつき1,000円を乗じて算定した額（この算定方法により算定し難い修繕工事の場合には、交付対象事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額）とし、1路線当たり40万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

3 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、鹿沼市路網整備支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）

- (2) 補助事業等収支内訳書（様式第3号）
- (3) 実施設計書
- (4) 事業実施上認可、許可、議決又は同意を必要とするものは、これを得ていることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助事業について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

（交付決定の通知）

第7条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

- (1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第4号）
- (2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第5号）  
（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請（変更に係るものに限る。）について承認したときは、補助金等交付決定通知書（変更）（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業について次に掲げる事項のみの変更をする場合は、前項の承認を不要とする。この場合において、補助事業者は、補助事業の完了前までに、当該変更の内容を補助事業変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業者の住所又は氏名
- (2) 補助対象外経費のみの額
- (3) 補助金及び国、県、他の市町村の給付金以外の収入額
- (4) 年度を超えない補助事業の実施期間
- (5) 補助対象経費に影響しない補助事業の工程
- (6) その他市長が軽微な変更と認めるもの  
（手続の免除）

第9条 着手届は、免除する。

（実績報告書）

第10条 補助金の交付決定通知を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して30日以内に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) 工事前後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助事業が完了したと認めるときは、補助事業の内容の検査及び補助金の額の確定をし、その結果を補助事業検査結果等通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、前条に規定する通知書を受領した日から15日以内に、補助金等請求書（様式第11号）を市長に提出してしなければならない。

2 補助金は、口座振込の方法により交付するものとする。

（補助金の交付手続の委任）

第13条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（権利譲渡の禁止）

第14条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第12条第1項に規定する期間内に請求がされないとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第3条に規定する補助事業者又は第4条に規定する補助事業の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第13号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(帳簿の備付け)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び補助金の交付を受けた日から5年間保存しておかななければならない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する

様式第1号（第6条関係）

鹿沼市路網整備支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号

（団体にあつては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付を受けたいので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第8条第1項の規定により次のとおり申請します。なお、申請に当たり、同規則及び鹿沼市路網整備支援事業費補助金交付要領を遵守し、市が保有する市税の納付状況に関する情報を市の職員が確認することに同意します。

補助事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助事業に要する経費の額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助事業等実施計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 補助事業等収支内訳書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 実施設計書 <input type="checkbox"/> 事業実施上認可、許可、議決又は同意を必要とするものは、これを得ていることを証する書類
備考	

（注意事項）

- 「補助事業の実施期間」は、同一年度内の期間を記載してください。年度をまたいで補助事業を実施することはできません。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類の□に✓を記入し、同欄に記載のない資料を添付した場合は、余白に資料の名称を記入してください。

※事務処理欄（申請者は、記入しないでください。）

受領日	決定日	通知日	検査日	請求日	支払日	【着手前申請型】
/	/	/	/	/	/	番号：

様式第2号（第6条関係）

補助事業等実施計画書（実績書）

1 事業目的

2 事業概要

事業の実施場所	鹿沼市	
事業実施体制	(人)、(人)、(人)	
委託先等	委託先	
	委託内容	
補助事業の実施に必要な許認可等	取得済	
	今後取得	

3 事業計画

工程の名称等	着手日	完了日	備考
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	
	/ ~ /	/ ~ /	

(注意事項)

補助事業の実施に必要な許認可等を今後取得する場合は、その旨を記入してください。

様式第3号（第6条関係）

補助事業等収支内訳書（決算書）

1 収入

区分	収入額	備考
鹿沼市路網整備支援事業費補助金	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

（注意事項）

「備考」の欄には、その収入の支払元、内訳等を記入してください。

2 支出

区分	支出額	対象経費	備考
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	円		

（注意事項）

- 1 「対象経費」の欄には、その支出が補助金の対象経費に該当する場合は○を、対象経費に該当しない場合は×を、それぞれ記入してください。
- 2 「備考」の欄には、内訳、算定根拠等を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

補助金等交付決定通知書

（ ）第 号  
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで申請がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第11条第2項の規定により通知します。

交付対象者	住所	
	氏名	
交付額	円	
条件	1 【補助事業の履行のために締結する契約又は補助事業に要する経費の使用に関する制限について】 2 補助事業を実施期間前に廃止し、又は停止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。 3 国、県、他の市町村等から補助事業について給付を受けた場合は、交付額が減額されること。 4 補助事業により補助事業者に収益が生じた場合は、交付額が減額されること。 5 補助金により取得した不動産、物品等に補助金の名称、実施年度等を表示すること。	

（注意事項）

- 1 補助事業に着手したときは、着手届を市長に提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 3 補助事業が完了したときは、年度内に実績報告書を市長に提出してください。



様式第5号（第7条関係）

補助金等不交付決定通知書

（ ）第 号  
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付で申請がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第11条第3項の規定により通知します。

不交付決定の 対象者	住 所	
	氏 名	
不交付決定 の理由		

（注意事項）

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号

（団体にあっては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（ ）第 号で決定がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付について、補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更等の概要

変更等の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止
変更等の年月日	年 月 日
再開予定年月日	年 月 日

（注意事項）

- 「変更等の年月日」の欄には、変更、中止又は廃止の予定日を記入してください。
- 「再開予定年月日」の欄には、中止の場合にのみ、補助事業の再開予定日を記入してください。

2 変更の内容

番号	変更対象	変更前	変更後
1			
2			
3			

（注意事項）

- 変更の内容が分かるように具体的に記入してください。
- 補助金の対象経費の額が変更となる場合は、具体的な額を記入してください。
- 変更の内容が複雑な場合は、別紙を添付しても構いません。

3 変更等の理由

補助金等交付決定通知書（変更）

（ ）第 号  
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付で申請がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の変更について承認し、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第13条第4項において準用する第11条第2項の規定により通知します。

交付対象者	住 所			
	氏 名			
交 付 額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
変 更 の 内 容	番 号	変 更 対 象	変 更 前	変 更 後
	1			
	2			
	3			
条 件				

（注意事項）

- 1 補助事業に着手したときは、着手届を市長に提出してください。
- 2 補助事業の内容を変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 3 補助事業が完了したときは、年度内に実績報告書を市長に提出してください。

様式第8号（第8条関係）

補助事業変更届

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
申請者 氏 名 印  
電話番号  
(団体にあつては、主たる事務所等の住所、  
団体の名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け ( ) 第 号で決定がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付について、補助事業の内容を変更したいので鹿沼市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項1	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項2	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項3	
変 更 前	
変 更 後	

変更事項4	
変 更 前	
変 更 後	

様式第9号（第10条関係）

補助事業等実績報告書

年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信宛

住 所  
報告者 氏 名 印  
電話番号

（団体にあつては、主たる事務所等の住所、団体の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け（ ）第 号で決定がされた鹿沼市路網整備支援事業費補助金の完了について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第17条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

関 係 書 類	<input type="checkbox"/> 事業実績書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 工事前後の写真
---------	--

様式第10号（第11条関係）

補助事業検査結果等通知書

年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け（ ）第 号で決定をした鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則18条第1項の規定により補助事業の完了検査をしたので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

補助事業者	住 所	
	名 称	
	代 表 者	
検査結果	適合（一部不適合・不適合）	
不適合等の理由		
補助金の確定額	円	
交付済額	円	
返 還 額	円	

- （注）
- 1 「返還額」の欄に金額が記載されてる場合は、その額を市長に返還しなければなりません。
  - 2 補助金の返還は、添付の返還命令書の記載に従い、納付書により行ってください。
  - 3 この通知内容に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

補助金等請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
報告者 氏 名 印  
電話番号  
(団体にあつては、主たる事務所等の住所、  
団体の名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け補 ( ) 第 号で補助金額の確定のあつた鹿沼市路網整備支援事業費補助金について、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 1 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額	円		
補助金の確定額	円		
交 付 済 額	円		
金 融 機 関 名		支 店 名 等	本店 支店 支所
口 座 種 別	1 普通      2 当座	口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ		
	氏 名		

(注) 1 口座振込以外の方法で補助金の交付を受けることはできません。

様式 1 2 号（第 1 3 条関係）

補助金等交付手続委任状

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所  
名 称  
委 任 者 代 表 者 印  
電 話 番 号

鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第 2 6 条の規定により提出します。

1 委任した行為

- 補助金の交付申請書の作成及び提出
- 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
- 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
- 補助金の請求

※ 委任した行為の□に✓を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、委任することができません。

2 受任者

住 所	
氏 名	印
電 話 番 号	

(注意事項)

- 1 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。
- 2 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。



様式第13号（第15条関係）

補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書

（ ）第 号  
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け（ ）第 号で通知した鹿沼市路網整備支援事業費補助金の交付決定の全部（一部）を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第29条第2項の規定により通知するとともに、同規則第31条第2項の規定により補助金の返還を命じます。

取消し及び返還命令の対象者	住 所	
	氏 名	
取消しの範囲		
取消しの理由		
取消し後の補助金の額	円（ 円減額）	
補助金等の交付年 月 日	年 月 日	
返還する補助金等の額	円	
返 還 期 限	年 月 日	

（注意事項）

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金が課されます。